

平成30年美郷町議会議事録

第1回 臨時会 (第1号)

招集年月日	平成30年 1月 25日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	平成30年 1月 25日 午後 3時 00分				
		議長 西嶋 二郎				
	閉会	平成30年 1月 25日 午後 3時 23分				
		議長 西嶋 二郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議長 (12)	西嶋 二郎	○	5	福島 教次郎	○
	副議長 (7)	岩根 和博	○	6	藤原 修治	○
	1	日高 学	○	8	山本 幹雄	○
	2	中原 保彦	○	9	安田 勝司	○
	3	波多野 康博	○	10	箕根 正一	○
	4	原 克美	○	11	佐竹 一夫	○

会議録署名 員	3番	波多野 康博	4番	原 克美
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	総務課長	小田運博
	副町長	樋ヶ 司	健康福祉課長	旭林修範
	教育長	田邊哲也	建設課長	添谷正夫
	産業振興課 長補佐	志村幸恵		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 漆谷和彦			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成30年美郷町議会第1回臨時会議事日程

(第 1 号)

平成30年 1月25日(木) 午後 3時00分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	陳情審査報告、質疑、討論、表決
4	議案の上程、説明、質疑、討論、表決 【条例案】 議案第 1 号 美郷町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定 について 議案第 2 号 美郷町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正 する条例の制定 について 【一般事件案】 議案第 3 号 邑智郡総合事務組合規約の変更について
5	議員派遣の件

(開 会 午 後 3 時 0 0 分)

●西嶋議長

全議員出席であります。

ただ今から、平成30年美郷町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配付をしてあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、美郷町議会会議規則第127条の規定により、3番・波多野議員、4番・原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、陳情審査報告、質疑、討論、表決を議題といたします。

産業建設委員会から陳情審査報告書が提出されておりますので報告を求めます。

●西嶋議長

9番、安田議員。産業建設委員長。

●安田議員

それでは産業建設委員会の方から、陳情審査報告について朗読をして報告申し上げます。平成30年1月25日、美郷町議会議長 西嶋 二郎 様。産業建設委員会委員長 安田勝司。陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情について慎重に審査を行った結果下記のとおり審議したので美郷町議会会議規則第95条の規定により報告します。記、受理番号、平成29年美議陳第6号。陳情の要旨、道の駅グリーンロード大和に対する管理費の増額についての陳情。審査結果、採択。意見、道の駅の機能を十分に発揮できる施設運営が必要であり、そのため管理料の増額は必要と認める。指定管理者施設の管理等については、町の基本方針に基づき、適切かつ有効な運営が必要である。以上です。

●西嶋議長

報告は終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので質疑を終わります。

委員長ご苦労さまでした。

●西嶋議長

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

お諮りします。

美議陳第6号、道の駅グリーンロード大和に対する管理費の増額についての陳情であります。産業建設委員長の報告のとおり採択と決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり採択することといたしました。

日程第4、議案の上程、説明、質疑、討論、表決に入ります。

本臨時会に提案を受けております議案は、条例案2件、一般事件案1件の計3件であります。

議案第1号から議案第3号までの3件を一括上程いたします。

それでは議案第1号から順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

上程になりました議案第1号についてご説明いたします。議案第1号、美郷町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成30年1月25日提出、美郷町長 景山 良材。提案の理由でございます。この条例は土地改良法の一部改正に伴い、美郷町分担金徴収条例の条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。法律改正の概要でございますが、今後、農業者の高齢化に伴い、農地中間管理機構への農地の貸し付けが増加することが見込まれるものの基盤整備が十分に行われていない農地について、担い手が借り受けないおそれがあること。一方で、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は、基盤整備の費用負担の用意がないため基盤整備が滞り、担い手への農地の集積や集約化が進まない可能性があることから、農地中間管理機構が借り入れた農地については、農業者からの申請によらず都道府県営事業として農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業が実施できる制度が創設をされました。その他防災及び減災対策の強化に関する措置、事業実施手続の合理化に関する措置の3点について改正されております。条例改正の内容につきましては次のページをごらんください。美郷町分担金徴収条例の一部を改正する条例。美郷町分担金徴収条例の一部を次のように改正する。第6条第1号中、第113条の2第3項、第113条の

3第3項に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。次のページの新旧対照表によりまして、条例の改正する内容についてご説明申し上げます。第6条は特別徴収金の徴収に関する記述でございます。これは土地改良事業計画の公告日以降、賃借権の解除や農用地を目的外利用した場合、事業の目的が達成できなくなることから、工事完了後の翌年度から起算して8年間は補助金返還の対象となる旨規定したもので、仮に補助金返還の事案が発生した場合、特別徴収金として徴収する必要がある為、定めております。第6条第1号で規定しております左側の現行表では、第113条の2第3項とあるのを法律改正に伴い生じた条項訂正により、右側、改正後にありますとおり第113条の3第3項に改正するものでございます。第113条の3第3項は工事を伴う土地改良事業が完了した場合、遅滞なくその旨を公告しなければならないと規定された条項でございます。以上が議案第1号でございます。よろしく願いいたします。続きまして議案第2号について、ご説明いたします。議案第2号、美郷町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成30年1月25日提出、美郷町長 景山 良材。提案の理由でございますが、先ほどの美郷町分担金徴収条例の改正と同じ土地改良法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。条例改正の内容につきましましては、次のページをごらんください。美郷町土地改良事業賦課金の徴収条例の一部を改正する条例。美郷町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を次のように改正する。第1条中、第96条の4において準用する法第36条、第96条の4第1項において読み変えて準用する。法第36条、第1項及び第4項から第7項までに改める。第2条第3項中、第113条の2第2項を第113条の3第3項に改める。第5条中、第96条の4において準用する法第49条を第96条の4第1項において読み変えて準用する。法第87条の5第1項に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。次のページの新旧対照表によりまして、条例の一部を改正する内容についてご説明申し上げます。第1条は賦課金の徴収に関する記述でございます。これは美郷町が行う土地改良事業に要する経費について、事業によって利益を受ける所有者等から、賦課金として徴収する必要があるため定めております。第1条第1号で規定しております左側現行の表では、第96条の4において準用する法第36条とあるのを法律改正に伴い生じた条項訂正により、右側、改正後にありますとおり第96条の4第1項において読み変えて準用する。法第36条第1項及び第4項から第7項までに改正するものでございます。第2条は、賦課の基準等に関する記述でございます。美郷町分担金徴収条例の一部改正する条例でもご説明をいたしましたが、第113条の3第3項は工事を伴う土地改良事業が完了した場合、遅滞なくその旨を公告しなければならないと規定された条項でございます。第2条第3項で規定しております右側の現行では、113条の2第2項とあるのを法律改正に伴い生じた条項訂正により、右側、改正後にありますとおり、第113条の3第3項に改正するものでございます。次のページ第5条は、特例に関する記述でございます。防災及び減災対策の強化に関する措置、事業実施手続の合理化に関する措置として、土地改良施設の自然災害によらない突発事

項被害の復旧作業にかかる手続の簡素化として災害復旧事業と同一の手続で事業が実施できる規定でございます。第5条第1項で規定しております左側現行の表では、第96条の4において準用する。法第49条とありますものを法律改正に伴い、右側改正後にありますとおり第96条の4第1項において読み変えて準用する法第87条の5第1項に改正するものでございます。以上が議案第2号でございます。よろしく願いいたします。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

上程になりました議案第3号についてご説明いたします。議案第3号、邑智郡総合事務組合規約の変更について。地方自治法第290条の規定により、邑智郡総合事務組合規約を変更することについて議会の議決を求める。平成30年1月25日提出、美郷町長 景山 良材。この規約変更は邑智郡総合事務組合規約で定め、邑智郡3町で共同処理する事務についてその事務の内容を変更するものです。同組合規約を変更するにあたり、構成3町の議会の議決を得る必要があるため提出するものであります。新旧対照表をごらんください。その概要について、新旧対照表によりご説明いたします。今回変更する第3条第1項第2号は、事務組合の情報システム課が所管し共同で電算処理する事務に関して定めております。変更は2つあり、これらの事務のうち1つは国民健康保険制度運営の改正によって、国民健康保険及び老人保健に係る医療費統計の事務が県国民健康保険連合会に移管されるためこれらの事務を削ります。2つ目に平成30年4月から公営住宅システムを導入し、共同処理する計画であるため新たに公営住宅の事務を加えるものであります。この変更の施行日は平成30年4月1日でございます。この規約の変更については、構成3町で議決をいただいた上で郡総合事務組合において県の許可を受けることとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

●西嶋議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

はじめに議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので議案第1号の質疑を終わります。

続きまして、議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので議案第2号の質疑を終わります。

続きまして、議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

これより議案の討論、表決に入ります。

はじめに、議案第1号に対する討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第1号、美郷町分担金条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第2号に対する討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第2号、美郷町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第3号に対する討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第3号、邑智郡総合事務組合理約の変更について原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布してあるとおり議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、議員派遣の件につきましてはお手元に配付したとおり派遣することに決しました。

以上で本臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じるとともに、平成30年美郷町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、3時35分からこの場所におきまして全員協議会を開催しますのでよろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

(閉 会 午 後 3 時 2 3 分)